第１３２回　周防大島町農業委員会総会

１　開催日時 令和８年９月１５日（火）１３時３０分から１３時５０分
２　開催場所　久賀総合センター　２階　大会議室

３　出席農業委員　（１２人）

１番　星出　栄一
２番　唐弓　昇平
３番　岡﨑　裕一
４番　小柳　貴史
６番　沖村　和哉
７番　木村　　潔
８番　大内　清香
９番　藤元　敬介
10 番　角井　雅之
11 番　福村　政光
12 番　沖　貴美枝
14 番　安本　貞敏

４　欠席農業委員　（２人）

５番　大谷　正樹
13 番　宮本　　平

５　出席要請農地利用最適化推進委員　（３人）

４番　藤井　正治
11 番　中川　　正
13 番　吉村　　忍

６　欠席農地利用最適化推進委員　　（０人）

７　議事日程

第１　議事録署名委員の指名

議案　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案　第２号　農地法第４条の規定による許可申請について

報告事項１　　農地転用の届出について

報告事項２　　農地現況証明願による現況証明について

８　農業委員会事務局職員

事務局長	村田　孝二
書記	田村　諒介
書記	泉口　洸平

議長	ただいまより第 132 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案３件、報告事項３件となっております。慎重審議のうえ決定をいただくようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員数は 14 名、本日の出席委員は 12 名、欠席委員２名、農地利用最適化推進委員につきましては３名の出席をいただいております。よって、農業委員会は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第８条の規定により、総会は成立しております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員３番岡﨑委員、４番小柳委員よろしくお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。日程第１、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてNo.１について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請、No.１についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第３条第２項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 9 ページをご覧ください。本件は、相続した申請地について遠方で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、営農活動を開始したい譲受人が応えるものであります。まず、第１号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第２号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第３号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第４号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第５号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第６号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員７番木村委員、推進委員 11 番中川委員からその後の補足説明などがありましたらよろしくお願いいたします。
７番	先週の金曜日 11 日に私と中川推進委員それと大内委員と役場の事務局お二人と現地を確認しまして適正に今も耕作をされておりましたので耕作を続けることには問題がないと判断いたしました。
推進委員 １１番	今木村委員が言われた通りで適正にやられております。以上です。

議長	ありがとうございました。ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。ございませんか。ご質問などが無いようですので裁決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて№.２について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請、№.２についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第３条第２項各号の事項について説明します。議案説明資料は、10ページから 18 ページをご覧ください。本件は、遠方かつ高齢で維持管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第１号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第２号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第３号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第４号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第５号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第６号の地域調和要件ですが、野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員２番唐弓委員、推進委員４番藤井委員からその後の補足説明などがありましたらよろしくお願いいたします。
２番	おとついですね、譲受人の方に電話で経緯とかいろいろ土地につきまして確認しました。また昨日大雨でしたけども藤井さんと事務局の方含めて現地を確認いたしました。ここの土地ですけども、もともと譲受人の農地だったそうでありまして以前から譲渡人のほうから何とか受け取ってほしいというようなお話もあったそうです。そういう中で今後農業規模の拡大を図るためにですね、今回取得するというところです。形からいうと買い戻したみたいな、もともとの土地だったそうです。譲受人の方はですね、里芋とかキュウリを栽培されているすごい大規模な農家の方でございまして、ここの土地につきましてもですね、今現在は雑草とかですね竹やぶになってまして国道沿いに

あるんですけれども雑草があると。そこをきちっと整理をして進めていきたいと、里芋、キュウリも植えていきたいというふうなことでございました。そういう意味できちっと除去してですね、整地をすれば復旧させることによって里芋、キュウリの栽培もできるかというふうに思っておりますんでも問題ないかなというふうに思います。

推進委員
４番

特にございません。問題ないと思われます。

議長

ありがとうございました。ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。よろしゅうございますか。ご質問が無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程２、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請№1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請№１についてご説明させていただきます。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。続いて許可基準について説明します。資料は、19 ページから 29 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、橘総合支所から北に 497ｍに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第２種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請者は町内に住所を有する個人で、申請地で自己用住宅を建築する計画であります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、令和９年６月１日までに完成予定あり、確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込みや協議の状況についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、隣接する申請者所有の宅地も利用する計画です。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上で

す。

議長　引き続きまして、地区担当の農業委員 11 番福村委員、推進委員 13 番吉村委員からその後の補足説明などがありましたらよろしくお願いいたします。

１１番　９月 10 日に推進委員の吉村さんと現地を確認に行き申請人さんの立会いのもと詳しくお話を伺いました。資料 24 ページの地籍図の黄色の部分、申請者ご本人が所有する宅地に今回新築を建築するにあたり黄色の部分の下に示してあります緑の部分、申請者ご本人所有の農地との境界線を正式に測量したところ新築住宅の軒と雨水のマスの一部が●●●●（番地）の農地にはみ出してしまうことがわかりまして今回の申請に至ったということです。この農地内に石垣がありましてこの石垣が北側の宅地との境界線と思っていたところ実際の境界線はこの石垣より約１メートル北側だったということが判明したということです。先ほど申し上げましたように新築する住宅の軒と雨水のマスの一部がこの申請地にはみ出してしまうだけで農地としての機能を失うわけでなく両方とも申請者の所有地であるため何かトラブルが発生するわけではありませんが正式に手続きを行い住宅の建築をしたいということから今回の申請に至ったということです。なお隣接地はすべて宅地であり周囲の農地に影響を与えることもないため特に問題はないと思われます。説明は以上です。

推進委員１３番　この農地についてですね、今年の１月にですねこの農業委員会で農地として取得するということになりました。その時にはですねザクロか極早生を植えるというお話でございました。今回このようなことになりましてですねその農地には洗濯物を干す場所を作る程度として基本的には果樹を植えたいというふうなお話をしておりました。１月の時にですね境界線等の位置に気づかなかったのがその時の反省点だなというふうに感じたところです。以上です。

議長　ありがとうございました。ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などはございませんでしょうか。

（質問等なし）

よろしゅうございますか。ご質問などが無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程３、報告事項１、農地転用の届出について、

事務局より説明をお願いいたします。

事務局　はい、報告事項１、農地転用の届出についてご報告いたします。資料は 30～40 ページをご覧ください。№.１について申請人は福岡県福岡市にある法人で、申請地は、大字西方、字長崎、地番●●●●、地目は畑、現況地目も畑、面積は 247 ㎡のうち、4 ㎡です。契約の内容につきましては賃貸借権の設定です。事業計画用途等については携帯電話無線基地局の設置です。備考としまして、認定電気通信事業者で農振農用地区域外となります。農業委員会届出日は令和８年８月５日です。報告は以上です。

議長　ただいまの事務局の報告に、ご質問などはございませんか。

（質問等なし）

よろしゅうございますか。ただ今の特にご質問が無いようですので皆様方のご了承をお願いいたします。続いて、日程４、報告事項２、農地現況証明による現況証明について、事務局より報告をお願いしいたます。

事務局　はい、報告事項２農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。椋野、久賀にて２件の現況確認を行い、農地及び非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 41 ページから 52 ページをご覧ください。報告は以上です。

議長　ただいまの事務局の報告に、ご質問などはございませんか。

（質問等なし）

よろしゅうございますか。特に質問など無いようでしたら皆様方のご了承をお願いいたします。では、以上をもちまして第 132 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間のご審議、ご苦労様でございました。

上記は、令和８年９月１５日開催の第１３２回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和８年１０月　　日

周防大島町農業委員会会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

周防大島町農業委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿